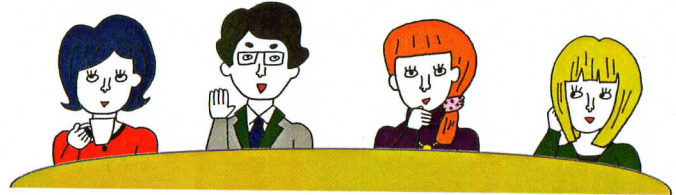


主人の遺産に  
税金ってかかるのかしら...



美春 伊藤 恵利 亜紀

闘病の甲斐なく、恵利さんのご主人が今年に入つて亡くなりました。相続に伴い、恵利さんと2人のお子さんが、7千万円の相続財産を受け継ぐことに。でも恵利さんの頭なかでは「相続税」の文字が渦巻いています。はたして恵利さん親子に、相続税はかかるのでしょうか？



**亜紀** 最近元気がないわね、恵利。ご主人が亡くなつてショックなのはわかるけど  
**恵利** うん。亡くなった主人の遺産に相続税がかかるんじゃないかって心配で。財産の大半は自宅なんだけど7千万円ほどの...  
**美春** 大丈夫よ。相続税を払う家庭なんてごく一部のお金持ちだけっていうし。ねえ伊藤先生！  
**伊藤** よくご存じですね。実は相続税を申告する人は、年間の死亡者数の4%弱ほどなんです。ほとんどの方にとって、相続税は無縁なんですよ。  
**美春** ほらね！  
**恵利** でも、何でほとんどの人が相続税を課税されないんですか？  
**伊藤** もっとも大きな理由は、相続



いとう・りょうた(伊藤 亮太)  
スクウェア・エニックス副社長。CFP®、DCアドバイザー、証券外務員資格など  
証券会社勤務後、2007年11月に独立系FP会社スクウェア・ジャパンを設立。マネー・ライフプランニングの提案、保険の見直し、FP受験講座講師など多方面で活躍。資産運用や保険などに関する書籍も多数執筆

相続税額概算早見表 (配偶者と子どもが相続した場合)

相続人	配偶者と子ども1人	配偶者と子ども2人	配偶者と子ども3人
基礎控除額	7,000万円	8,000万円	9,000万円
正味資産	税額		
8,000万円	50万円	0万円	0万円
9,000万円	100万円	50万円	0万円
1億円	175万円	100万円	50万円
2億円	1,250万円	950万円	813万円
3億円	2,900万円	2,300万円	2,000万円

(注) 法定相続分通りに相続した場合

ることはないんですよ。ちなみに、奥さんが既に亡くなつていて、子どもだけが相続する場合、相続税額がどうなるのかも知っておくと役に立ちますよ。たとえば子ども1人が相続するケースでは、7千万円を相続した場合には100万円、1億円相続した場合には600万円の相続税が課されますが、割合で考えれば、かなり少ないといえますね

**美春** へー。子どもだけが相続するとしても、受け継ぐ資産が相当多くない限りそんなに心配することはないってわけね

**伊藤** あともうひとつポイントがあるんですけど、通常、基礎控除額以内の相続財産額であれば、相続税の申告書を提出する必要はありません。もし相続税が課される場合には、相続の開始があったことを知

恵利 それってなんですか？

**伊藤** 簡単にいえば、奥さんが相続財産を取得する場合、奥さんの相続分が法定相続分以下か、相続した財産額が1億6千万円までであれば相続税の課税対象とならないんですよ

**亜紀** 1億6千万円！どこにあるのよ。そんなお金...

**伊藤** したがって、よほどの資産がない限り、配偶者は相続税が課され

ることはないんですよ。ちなみに、奥さんが既に亡くなつていて、子どもだけが相続する場合、相続税額がどうなるのかも知っておくと役に立ちますよ。たとえば子ども1人が相続するケースでは、7千万円を相続した場合には100万円、1億円相続した場合には600万円の相続税が課されますが、割合で考えれば、かなり少ないといえますね

**美春** へー。子どもだけが相続するとしても、受け継ぐ資産が相当多くない限りそんなに心配することはないってわけね

**伊藤** あともうひとつポイントがあるんですけど、通常、基礎控除額以内の相続財産額であれば、相続税の申告書を提出する必要はありません。もし相続税が課される場合には、相続の開始があったことを知

ることはないんですよ。ちなみに、奥さんが既に亡くなつていて、子どもだけが相続する場合、相続税額がどうなるのかも知っておくと役に立ちますよ。たとえば子ども1人が相続するケースでは、7千万円を相続した場合には100万円、1億円相続した場合には600万円の相続税が課されますが、割合で考えれば、かなり少ないといえますね

**美春** へー。子どもだけが相続するとしても、受け継ぐ資産が相当多くない限りそんなに心配することはないってわけね

**伊藤** あともうひとつポイントがあるんですけど、通常、基礎控除額以内の相続財産額であれば、相続税の申告書を提出する必要はありません。もし相続税が課される場合には、相続の開始があったことを知

注：2011年度税制大綱で相続税の基礎控除額の縮小などが予定されています。その場合、2011年4月1日以後の相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。